

## 第39号議案

### 島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第1項本文を次のように改める。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理（当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行われる青少年有害情報フィルタリングサービスの提供の開始又は内容の変更若しくは提供の中止を含む。）をするに当たり、当該契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の使用者が青少年である場合には、その保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項及び青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることその他規則で定める事項を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。

第25条の2第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 保護者は、青少年を相手方とする携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）又は青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）（以下「携帯電話インターネット接続役務契約」という。）の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、次の各号に掲げるときは、そ

れぞれ当該各号に定める事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下この条において「理由書」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

(1) 青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき 青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項

(2) 青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするとき 青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、次の各号に掲げる場合においては、保護者から理由書の提出があったときに限り、それぞれ当該各号に定める契約の締結若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理又は販売をすることができる。

(1) 携帯電話インターネット接続役務を提供する場合 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理（当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行われる青少年有害情報フィルタリングサービスの提供の開始又は内容の変更若しくは提供の中止を含む。）

(2) 携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約に係る特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合 青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務契約に係る特定

### 携帯電話端末等の販売

- 4 次の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げるときは、同表の右欄に定める日までの間、当該契約又は販売に係る理由書若しくはその写し又は当該理由書に記載された事項が記録された電磁的記録を保存しなければならない。

携帯電話インターネット 接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）	前項の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の契約を締結したとき。	当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日
携帯電話インターネット 接続役務提供事業者等	前項の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務の契約に係る特定携帯電話端末等を販売したとき。	当該契約に係る青少年が満18歳に達する日

第25条の3第2項中「認められる」を「認められ、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない携帯電話インターネット接続役務契約に係る特定携帯電話端末等の販売を受けたと認められる」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。